

広島県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年四月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
安芸高田市田園ハイツオ	安芸高田市高宮町佐々部九五七番地	平成二十五年三月二日
上小原多目的集会所	安芸高田市甲田町上小原六九八番地三	平成二十五年三月二日